

軽自動車税の税率変更のお知らせ 軽自動車税の税率が変わります

●平成 28 年度から次のように軽自動車税の税率が引き上げられます。

該当車種

- ・原動機付自転車
- ・小型特殊自動車
- ・2 輪車
- ・3 輪、4 輪以上の軽自動車

区 分		税率 (年税額)	
		平成 27 年度まで	平成 28 年度から
原動機付 自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超～90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超～125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー (50cc 以下)	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円
2 輪の軽自動車	125cc 超～250cc 以下	2,400 円	3,600 円
2 輪の小型自動車	250cc 超	4,000 円	6,000 円

4 輪車などは、新規登録年によって適用年度が異なります。

平成27年4月1日以降に新規登録された車両から新税率 (右記②) が適用されています。

ただし、平成27年3月31日までに新規登録された車両は、登録後13年後まで現行税率 (右記①) のままです。

また、新規登録された月から13年を経過した車両 (電気軽自動車、被けん引自動車を除く。) は、今年度から、経年重課 (右記③) の税率が適用されます。

区 分			税率 (年税額)		
			① 平成27年3月31日 までに新規登録を した車両	② 平成27年4月1日以 降に新規登録をし た車両	③ 新規登録から13年 を経過した車両
4 輪	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
3 輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円

※軽自動車税は、4月1日現在で軽自動車等を所有している方に課税されます。廃車される場合などは、早めに手続きをお願いします。

※13年経過の判断は、自動車検査証に記載されている初度検査年月日により計算されます。従って、中古車を購入された場合は、購入された年月は関係なく、その車が新規登録された年月により適用される税率が異なります。

●平成 27 年 4 月 1 日以降に新規登録をした下記の車両に対し、グリーン化特例 (軽減課税) が導入されます。低排出ガスおよび燃費性能にすぐれた環境負荷の小さい軽自動車に対して、税率を軽減するグリーン化特例が実施されます。排出ガス基準と燃費基準を達成した車両について、平成 28 年度、平成 29 年度 (予定) のみ、下記の表の税率が適用されます。(取得の翌年度のみ軽減)

区 分			税率 (年税額)		
			電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車 (注 2)	ガソリン車・ハイブリッド車 (注 1)	
				自家用: H32基準+20%	自家用: H32基準達成車
4 輪	乗用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物用	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
3 輪			1,000 円	2,000 円	3,000 円

例: 平成 17 年排出ガス基準 75% 達成の軽自動車で、かつ、平成 32 年排出ガス基準の 20% 以上を達成している軽自動車 (乗用: 自家用) を平成 28 年度に取得された場合、平成 29 年度の軽自動車税は 5,400 円になります。(1 回限り軽減)

(注 1) ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車

(注 2) 電気軽自動車、天然ガス軽自動車は、排出ガス数値基準が細かく分かれております。詳細については、お問い合わせください。

お問い合わせ先: 税務課 ☎ 52・7113